

# ふくいの森林整備事業（R8）



詳細はこちら  
のHPへ

## 事業の目的及び概要

森林の持つ多面的機能を持続的に発揮していくため、造林補助事業等の事業要件に該当しない小規模な森林や市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山であって、森林所有者等による持続的な整備が困難な森林について、林業経営者が間伐等の森林整備を実施することにより、健全で活力ある優良な森林を造成するとともに持続的な森林経営を実現することを目的とする。

## 事業主体

福井市内に在住又は事業所若しくは営業所を有する次に掲げる林業経営体  
ただし、森林組合においては、福井市一般業務競争入札参加資格を有する者を含む

- ・意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体
- ・自伐林家 ・自伐型林業者
- ・自治会長（自然災害復旧整備の危険木の除去に限る）

## 対象とする要件等

事業実施地は地域森林計画の対象森林であること

### 1 森林経営計画が策定できない小規模面積の森林整備

- (1) 1施行地の森林整備面積は、0.05ヘクタール以上5.0ヘクタール以下であること
- (2) 林齢は、11年生から90年生までであること (3) 人工林であること
- (4) 施業履歴が10年以上ないこと (5) 間伐率が20%以下であること

### 2 早生樹の植栽及び雪害対策等に必要となる森林整備

#### (ア) 早生樹の新植

- (1) 1施行地の森林整備面積は、0.05ヘクタール以上5.0ヘクタール以下であること
- (2) 植栽本数600本/ヘクタール以上であること
- (3) 地拵え、新植に係る施業費用及び忌避剤散布に係る費用

#### (イ) 早生樹の下刈

- (1) 1施行地の森林整備面積は、0.05ヘクタール以上5.0ヘクタール以下であること
- (2) 植栽後3年以内とする (3) 下刈に係る施業費用

#### (ウ) 枝打ち

- (1) 1施行地の森林整備面積は、0.05ヘクタール以上5.0ヘクタール以下であること
- (2) 国・県の支援対象外の場合とする
- (3) スギ、ヒノキの林分で雄花が多い立木を主体に実施すること
- (4) 枝打ちの高さは地上おおむね10mを上限とする施業費用

### 2 自然災害により荒廃した森林の整備

#### (ア) 被災森林復旧

- (1) 1施行地の森林整備面積は、0.05ヘクタール以上であること
- (2) 自然災害により被災した森林の復旧であること (3) 被害木の整理であること

#### (イ) 危険木の除去

- (1) 1施行地の森林整備面積は、0.05ヘクタール以下であること（ただし林道を除く）
- (2) 危険性が高い森林、枯損木、過度に成長した樹木、車両の通行の支障となる樹木等の伐採・除去であること
- (3) チェックリスト（要綱別表2）の要件に当てはまること
- (4) 自治会長が事業主体の場合、委託先は意欲と能力のある林業経営者又は育成経営体に限る。

### 3 生活保全林の整備

- (1) 倒木等の危険防止や野生動物の被害の軽減のために整備を必要とする森林など、住民の生活環境保全上重要であると認める森林のうち農地や住居等に隣接した森林で林縁からの奥行きが概ね30m以内の連続した森林であること。
- (2) 1施行地の森林整備面積は、0.1ヘクタール以上であること
- (3) 侵入竹の除去又は修景等の境界保全若しくは野生動物の被害を軽減するための緩衝帯整備であること。

- (4) 侵入竹の除去については、他の森林整備と隣接して併せて実施した場合も対象とする。
- (5) 緩衝帯の整備については、地域森林計画対象森林内の公有林（所管課から協議を受け特に必要と認めた場合に限る）及び地域森林計画対象森林に隣接した地域森林計画対象森林外（自治会等から特に要望がある地番に限る）も対象とする。
- (6) 生活保全林の整備の施業履歴がある場所では、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以上経過していること。

### 財政支援措置

補助単価：下記に定める額と精算額の補助対象経費とのいずれか低い方の額以内

ただし、自然災害復旧整備のうち被災森林復旧については、下表の単価を定額単価とし、補助金の額の算定方法は、復旧区域面積に被害率を掛けた面積に定額単価を掛け算定する。

また、危険木の除去は同一年度中に補助を受けられる回数は1自治会あたり1回とし、補助限度額は900,000円とする（ただし林道を除く）。また、1本あたり30万円以内とする。（事業費÷直径20cm以上の本数）

補助対象経費は、対象事業に該当する森林において、間伐等の森林整備を実施することに要する経費であり、搬出・処分に係る経費は対象外。消耗品を経費として計上する場合はひとつの物品につき上限は10,000円。

区分	事業種目	条件	補助金額の上限額
小規模森林整備	間伐1	10年以上施業履歴がない場合 間伐率20%	454,000円/ヘクタール
小規模森林整備	間伐2	10年以上施業履歴がない場合 間伐率10%以上20%未満	285,000円/ヘクタール
複層林化整備	早生樹 新植	早生樹の新植 植栽本数600本/ヘクタール以上	279,000円/ヘクタール
複層林化整備	早生樹 下刈	早生樹の下刈 植栽後3年以内	121,000円/ヘクタール
複層林化整備	枝打ち 2~4	スギ、ヒノキの林分で実施する 地上高2m~4mの間の枝打ち	285,000円/ヘクタール
複層林化整備	枝打ち 4~6	スギ、ヒノキの林分で実施する 地上高4m~6mの間の枝打ち	459,000円/ヘクタール
複層林化整備	枝打ち 6~8	スギ、ヒノキの林分で実施する 地上高6m~8mの間の枝打ち	512,000円/ヘクタール
複層林化整備	枝打ち 8~10	スギ、ヒノキの林分で実施する 地上高8m~10mの間の枝打ち	516,000円/ヘクタール
自然災害復旧整備	被災森林復旧	被害木の整理	540,000円/ヘクタール
自然災害復旧整備	危険木の除去	気象害、枯損、過度な成長により倒木等の危険性が高く、住宅団地・道路周辺など公共性・公益性の高い場所に存在し、人命、建物、財産等に被害を及ぼす恐れがある樹木等の伐採・除去	実行経費の90%以内 林道は福井市林業用施設等整備事業分担金徴収条例による
生活保全林の整備	侵入竹の除去	侵入竹の伐倒、除去、搬出運搬等	380,000円/ヘクタール
生活保全林の整備	緩衝帯の整備	森林整備（下刈り、つる切り、枯損マツ・ナラ類等の伐倒、上層木の伐倒、侵入竹の伐倒、林縁部等の広葉樹等植栽（樹種転換）枝払、玉切、後片付けを含む伐採木等の林内整理	700,000円/ヘクタール

事業期間：令和7年度～令和10年度

### 留意事項

次に掲げる者は対象外とする

- ・国又は県の同一目的の支出金、補助金等の交付を受けた者若しくは交付の決定を受けた者
- ・国又は県が出資する財団法人等から同一目的の助成金の交付を受けた者若しくは交付の決定を受けた者